

## 長野地方裁判所支部における労働審判の開設を求める意見書

社会経済情勢の悪化に伴い、労働紛争が増加している。この紛争を簡易かつ迅速に、裁判所において解決する制度として、平成18年から労働審判手続が開始された。

労働審判手続の導入以来、全国的に申立件数は急速に増加しており、労働審判手続による労働問題解決の必要性が高まっている。

しかしながら、長野県内においては、労働審判を取り扱う裁判所は長野地方裁判所本庁のみである。

労働審判手続の対象である事業主と労働者との紛争は県内各地で等しく存在するものであるが、特に中南信地域の住民が労働審判の申立てを行うためには、本庁の所在地である長野市までの交通費や移動時間の負担を強いられることから、申立てをあきらめてしまっていることが推測される。

国民に対する司法サービスの提供については、本庁地域と支部地域との間で差があってはならず、裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、裁判所支部において取扱うことができる事件を拡大することが必要であり、下記事項を実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 地域における司法の充実を図るため、長野地方裁判所各支部において労働審判手続の取扱いを可能とすること。
- 2 とりわけ長野地方裁判所松本支部においては早急に労働審判の取扱いを可能とすること。
- 3 上記のため必要な裁判官及び裁判所職員の増員、物的施設の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月24日

長野県飯田市議会議長 林 幸次

提出先 内閣総理大臣  
法務大臣  
最高裁判所長官  
長野地方・家庭裁判所長